

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人萩原学術振興財団（以下、「当法人」という。）の定款第 13 条及び第 31 条に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第 25 条第 1 項に定める理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第 10 条に基づき置かれる者をいい、前号の役員と併せて役員等という。
- (3) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第 3 条 当法人は、役員等の職務執行の対価として（別表）報酬表に基づき、報酬を支給する。

- 2 役員等への報酬の支給方法は、原則、銀行等金融機関への振込みによる。

(費用)

第 4 条 当法人は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(受領の辞退)

第 5 条 報酬及び謝金並びに費用について、受領を辞退する者には支給しないものとする。

(改 廃)

第 6 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、当法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 4 条に定める公益認定を受けた日から施行する。

(別 表) 報酬表 (単位:円)

役職	事業年度の報酬支給総額 (1人当たり)
理事	500,000を超えないものとする。
監事	500,000を超えないものとする。
評議員	500,000を超えないものとする。

報酬の種類	支給単位	支給時期	支給金額
会議出席への謝金	当法人主催の 会議への出席 (※1) (※2)	会議終了後 遅滞なく	10,000円
監事の 監査実施への謝金 (※3)	業務監査、会計監査 及びその他 財団運営上必要な 監査の実施	監査業務 終了後 遅滞なく	30,000円

- ※1 同日に開催された複数の会議に出席した場合は、1回分のみを支給する。
- ※2 決議の省略の方法(書面開催)にて理事会又は評議員会が開催された場合も、会議への出席とみなし、謝金を支給する。
- ※3 監事の監査実施の職務執行に際して要した当法人関係者(事務局等)との打ち合わせについても、監事の監査実施への謝金に含むものとする。